

平成 30 年度

潜在保育士の復職を支援する

潜在保育士就職準備金 未就学児保育料の一部

貸付制度申し込みのしおり

<募集要項>

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

目次

潜在保育士就職準備金貸付制度

潜在保育士就職準備金貸付制度の概要	1
申込みからの流れ	5
Q & A	6
募集要項	9
様式集	

未就学児保育料貸付制度

未就学児保育料貸付制度の概要	12
申込みからの流れ	17
Q & A	18
募集要項	22
様式集	

潜在保育士就職準備金 貸付制度

「潜在保育士就職準備金貸付制度」とは

保育士の資格をもつ方の保育所等への就職を支援する制度です。

就職に必要な経費を 40 万円を上限に貸付けます。保育士として2年間業務に従事すると、貸付金は全額返還が免除されます。





潜在保育士就職準備金貸付制度の概要



目的

この事業は、国と県において、茨城県内の保育人材の確保を図るため、保育士資格を有しながら保育士として勤務していない人（以下「潜在保育士」という。）の保育所等への再就職を支援するため、再就職にあたり必要な費用を貸し付けるものです。

※貸付金は全額補助金があてられています。



貸付対象者

平成 30 年度貸付対象者は、**平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までに**茨城県内の保育所等に新たに保育士として週 20 時間以上勤務しているアからエすべての要件を満たす保育士登録した人です。

ア 保育士登録後 1 年以上経過した方

イ 次の施設又は事業を離職後 1 年以上経過、又は勤務経験がない方

- ①保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第 7 条）
- ②家庭的保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項）
- ③小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）
- ④事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項）
- ⑤幼稚園（学校教育法第 1 条）
- ⑥企業主導型保育事業（児童福祉法第 59 条）

ウ 新たに保育所等に勤務する方

エ 就職後 2 年間引き続き保育士として勤務する意思のあること

【貸付対象者とみなされない事例】

- ①産休、育休から復帰した保育士（ただし、妊娠・出産や育児等を理由に一度保育所等を退職し、1 年以上経過してから再び就労する場合は可）
- ②保育士又は保育士以外の業務に従事していた従前の保育所等を退職し、1 年以上経過しないうちに保育所等で保育士として就労する場合
【保育士以外の仕事の例】 調理師、看護師、事務員、保育補助者 など
- ③契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続されている場合
- ④保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている場合
【雇用形態の変更の例】 パート契約から正社員への変更 など

【保育所等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

※いわゆる「無認可保育所」は対象外です。

平成 30 年度の貸付申請期間

平成30年4月5日(木)～平成31年1月31日(木)【必着】

- (1) 潜在保育士就職準備金の貸付申請期間は、就職した日から、原則として保育所等に就職した日の属する月の翌々月末まで（月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日）（必着）です。（下表参照）
- (2) ただし、平成30年12月に就職又は復帰した人は、平成31年1月31日が申請期限となりますので、注意してください。

<平成30年度申請期限>

就職月	申請期限	就職月	申請期限
30年3月	30年5月31日(木)	30年8月	30年10月31日(水)
30年4月	30年6月29日(金)	30年9月	30年11月30日(金)
30年5月	30年7月31日(火)	30年10月	30年12月28日(金)
30年6月	30年8月31日(金)	30年11月	31年 1月31日(木)
30年7月	30年9月28日(金)	30年12月	

※各期限日必着（厳守）で申請書類を提出して下さい。

貸付額（無利子）

一人1回限り **40万円**以内

※貸付上限額は変更することがあります。

【再就職準備金の対象経費の例】

- ・ 保育所等への就労によって転居を伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料等一時的な費用
- ・ 保育所等で使用する被服費等
- ・ 保育所等での就労（復帰）にあたり研修等を受けた際の研修費用
- ・ 保育所等への通勤するために必要な自転車等を新たに購入する費用（申請者名義のバイク、自動車等含む）
- ・ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用（保育料を除く）
- ・ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用 など

貸付金の交付について

- (1) 申請後、書類等の審査を経て貸付決定された方には、貸付制度説明会に参加し、貸付契約を締結して頂きます。
- (2) 貸付契約締結後、申請者名義の金融機関預金口座（ゆうちょ銀行は除く）に貸付金を振込みます。
- (3) 貸付金は一括で交付します。

各種手続

- (1) 申請時に、連帯保証人を 1 名たてていただきます。連帯保証人の印鑑登録証明書及び直近の収入を証明する書類も用意して下さい。また、申請者ご本人の住民票謄本、保育士証の写し、勤務先での雇用証明書等が必要となります。
- (2) 返還免除となるまでの期間中は、住所・勤務先・連帯保証人等を変更するときなど、その都度県社協へ届け出が必要です。

返還免除について

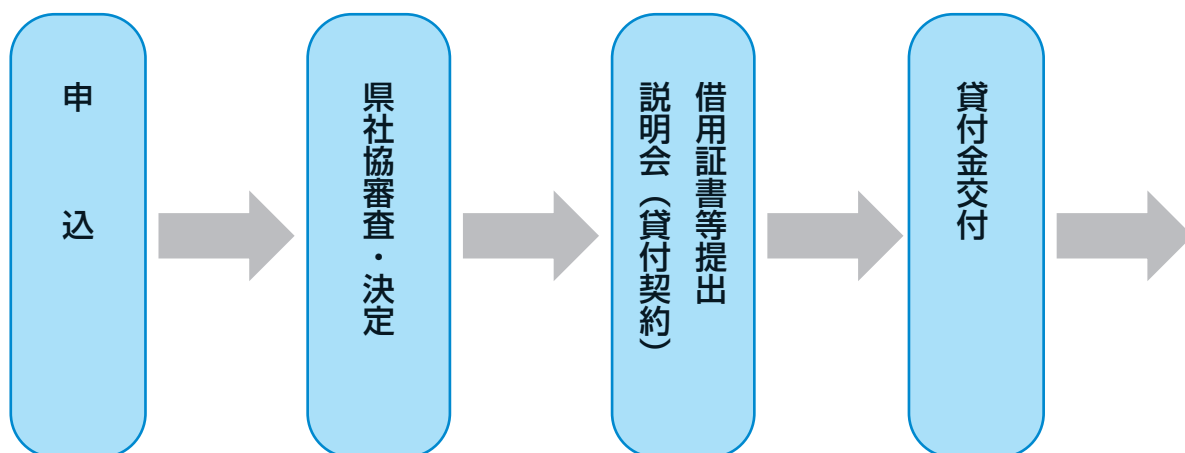
茨城県内の保育所等において、保育士として引き続き2年間業務に従事すると全額返還免除となります。

貸付金の返還について

- (1) 返還免除となる要件を満たさない場合は、貸付金は返還となります。
- (2) 返還期間は、1年以内の期間です。
- (3) 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払又は一括払いの方法のいずれかとなります。
- (4) 期限内に返還が終了しない場合、残金に年5.0%の延滞利子が加算されます。



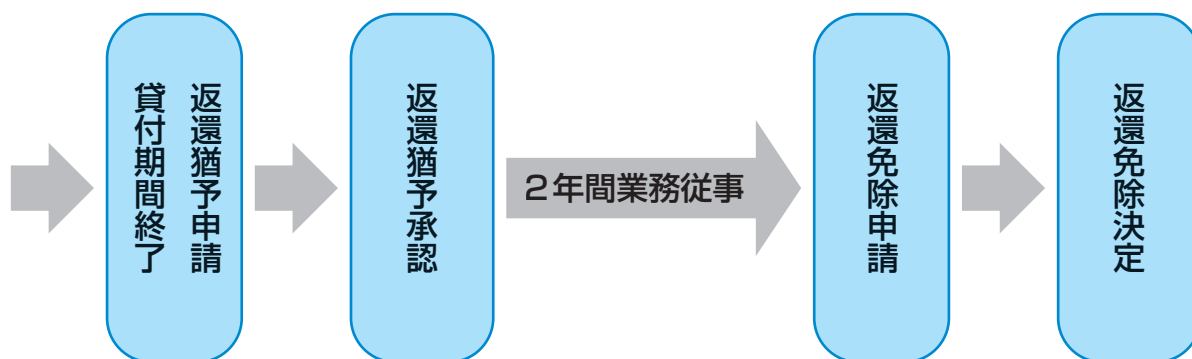
申込みからの流れ



※県社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。その間約1ヵ月程度を要します。

※説明会は毎月第3水曜日(午後)に、県社協にて行います。必ずご本人が参加し、貸付契約を締結して下さい。

※原則として貸付金は一括で指定の口座に振り込みます。



※転職・転居等の変更事項が生じた場合や、返還猶予事由・返還免除事由に該当する場合には、速やかに届出・手続きを行ってください。

所定期間を満たさず保育士業務を辞めた等の場合には、「返還」となります。

返 還

Q & A

Q1. 就職内定を得ましたが、まだ勤務は開始していません。申し込むことはできますか。

勤務を開始してからのお申し込みとなります。

Q2. 産休・育休から復帰した場合は、申請できますか。

産休・育休からの復帰の場合は該当になりません。しかし、出産・育児を理由に一度退職し、離職期間が1年以上の場合は申請可能です。

Q3. 貸付金の使途を証明する領収書などの提出は必要ですか。

申請する際、使途を相違なく明記いただければ、領収書等は必要ありません。ただし、貸付金の使途に疑義がある場合は、確認させていただくことがあります。

Q4. 「週 20 時間以上」とはどういうものですか。

休暇等を含めて、年間の勤務時間が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。

例えば5時間勤務なら4日以上、4時間勤務なら5日以上など、計算上は「週 20 時間以上」となりますが、実態として 20 時間以上となっているか、勤務先に確認して下さい。

Q5. 潜在保育士就職準備金貸付は、他の貸付と併用することはできますか。

他の都道府県で同様の貸付けを受けた人は、茨城県の対象となりません。また、対象条件に該当すれば、県社協が実施する「未就学児保育料貸付制度」を同時に申請いただけます。

Q6. 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。

転職は可能です。

貸付対象となる別の保育所等に転職し、保育士としての業務に従事する場合、月を単位として継続していることが返還免除の条件となりますので、ご注意下さい。月を単位として1ヵ月以上期間が空いてしまいますと、「引き続き2年間」という返還免除条件に該当しなくなってしまう、貸付金の全額返還となってしまうのでご注意下さい。

Q7. 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

保育士証が旧姓のままではご本人と確認ができません。至急保育士証の氏名変更手続きをして、現在の氏名の保育士証の写しを提出して下さい。ただし、変更に時間を要するため、申込締切に間に合わない場合は、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出して下さい。そのうえで、氏名変更手続き終了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出して下さい。

平成 30 年度

潜在保育士就職準備金貸付申請者募集要項

① 貸付対象者

平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までに、【保育所等一覧】（しおり 2 ページ参照）の施設等種別欄に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務した保育士（保育教諭）で、次の（１）～（４）全ての要件を満たしている方が対象です。

- （１）保育士登録後 1 年以上経過した者
- （２）次の施設又は事業を離職後 1 年以上経過又は勤務経験がないこと
 - ①保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第 7 条）
 - ②家庭的保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項）
 - ③小規模保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）
 - ④事業所内保育事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項）
 - ⑤幼稚園（学校教育法第 1 条）
 - ⑥企業主導型保育事業（児童福祉法第 59 条）
- （３）茨城県内の保育所等に新たに勤務する者
- （４）保育士（保育教諭）として週 20 時間以上勤務する者

② 申請期間

平成 30 年 4 月 5 日（木）から平成 31 年 1 月 31 日（木）【必着】

- （１）上記の期間中、随時受け付けます。就職又は復帰後から、原則として保育所等に就職又は復帰した日の属する月の翌々月末※【必着】（下表参照）までに申請して下さい。

※月末が土曜・日曜・祝祭日の場合はその前の平日です。

- （２）ただし、平成 30 年 12 月に就職又は復帰した人の申請期限は平成 31 年 1 月 31 日（木）まで。

<平成 30 年度申請期限>

就職・復帰月	申請期限	就職・復帰月	申請期限
30年3月	30年5月31日(木)	30年8月	30年10月31日(水)
30年4月	30年6月29日(金)	30年9月	30年11月30日(金)
30年5月	30年7月31日(火)	30年10月	30年12月28日(金)
30年6月	30年8月31日(金)	30年11月	31年 1月31日(木)
30年7月	30年9月28日(金)	30年12月	

※各期限日必着（厳守）で申請書類を提出して下さい。

③ 貸付金額【無利子】

1人1回限り **40万円**以内

※貸付金額の上限は変更する場合があります。

④ 申請方法

潜在保育士就職準備金貸付を申請しようとする方は、下表の1から6の書類を揃えて、茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ提出してください。

【別表1】申請に必要な書類等

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	潜在保育士就職準備金貸付申請書	第3号様式	・証明写真縦4cm×横3cmを貼付して下さい。 ・連帯保証人の所得証明書類・印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）を添付 ※連帯保証人が1名必要です。（連帯保証人の要件は次のとおりです。） - ア 独立の生計を営む成年 - イ 申請者が未成年の場合は法定代理人であること。
2	保育士証の写し	—	・旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。 - ただし、変更に時間を要する為、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士登録証の写しが必要となります。
3	住民票謄本	第2条第6項	・世帯全員の住民票（3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※<u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u>です。
4	再就職準備金利用計画書	別記様式	
5	連帯保証人 ・印鑑登録証明書 ・所得証明書	市町村が発行するもの	・市町村発行の所得証明書等、印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
6	雇用証明書	第5号様式	※保育所等で作成してもらってください。

⑤ 貸付決定及び貸付契約

- (1) 提出された申請書類等を県社協で審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。(申請いただいても貸付けできない場合があります。)
- (2) 貸付決定後は、**貸付契約**の手続きが必要です。修学資金等借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、**貸付制度説明会(毎月第3水曜日の午後実施)**に参加し、県社協へ提出して下さい。
- (3) 申請者の印鑑登録証明書を添付した修学資金等借用証書の提出をもって貸付契約が成立します。

⑥ 貸付金の交付

貸付金は、提出いただいた振込口座申込書に記載の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ一括で交付します。

⑦ 貸付金の返還について

返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付金は1年以内(返還猶予を受けた期間があるときはこの期間をあわせた期間)に、月賦、半年賦の均等払、または一括払の方法により返還していただきます。

※返還期日までに返還しなかったときは、年5.0パーセントの延滞利子が発生します。

⑧ 返還の免除等

県内の保育所等において保育士として就職し、引き続き2年間業務に従事したとき、返還債務が免除されます。

⑨ その他

申請後、何らかの事情により貸付けが不要となった場合は、貸付契約を解除します。貸付辞退届を提出して下さい。

また、保育士の業務に従事しなくなった等の場合なども、貸付契約が解除されます。速やかに県社協へご連絡下さい。

様式集

～潜在保育士就職準備金貸付制度～

申請書 記入例

チェックリスト

申請書

雇用証明書

再就職準備金利用計画書

辞退届

借用証書 見 本

振込口座申込書 見 本

〈記入例〉

※記載した内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引いて、二重線上に申請者印を押印して訂正して下さい。

潜在保育士就職準備金貸付申請書

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 様
(申請日) 平成 30 年 4 月 10 日

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、潜在保育士準備金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

申請者が楷書（自筆）で丁寧に記入下さい。

イバラキ ハナコ

茨城花子

昭和・平成 58 年 11 月 12 日 年齢 34 歳

〒 311-0105 茨城県那珂市菅谷〇〇〇-〇 シャカ-1201

（写真）
縦 4 cm×横 3 cm

（施設名称）
社会福祉法人 △△会 □□□□保育園
（施設の所在地）
〒 310-8586 茨城県水戸市千波町〇〇〇〇

電話番号 090 （ 1234 ） 5678

従事業務及び勤務開始日等

平成 30 年 4 月 1 日から
1 日当たり勤務時間 7 時間／1 週間当たりの勤務日数 5 日間
従事する業務 ☒ 保育士 ・ ☐ 保育教諭

保育士登録日

平成 17 年 3 月 31 日

離職前の就業先等

（施設名称）
社会福祉法人 ▼▼会 ■■■■保育園
（離職日） 平成 26 年 3 月 31 日

保育士職に限定していいので、離職前の就業先をご記入下さい。

申請金額

就職準備資金 400.000 円（400,000 円以内）

返還方法

月賦 ・ 半年賦 ・ 一括

他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況

☒ 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称
☐ 借用中
☐ なし
未就学児保育料貸付
同時に申請されている方はこちらにご記入下さい。

年号	年	月	学歴・職歴・資格・免許・賞罰など種類別にまとめて記載すること。
			(学歴)
平成 15	3	△□短期大学	○×学科 卒業
			書ききれない場合は、ご自身で別の紙を用意し、続きを記入して下さい。
			(職歴) 直近の3か所を記入してください。
平成 15	4	株式会社×××××	入社
平成 19	3	株式会社×××××	退職
平成 20	4	社会福祉法人 ▼▼会 ■■■■保育園	入社
平成 26	3	社会福祉法人 ▼▼会 ■■■■保育園	退社
平成 30	4	社会福祉法人 △△会 □□□□保育園	入社
			(資格) 現在の職場までご記入下さい。
平成 15	3	保育士資格 幼稚園教諭2種資格	取得
			(賞罰)
			なし

【連帯保証人記入欄】 ※必ず全て連帯保証人の方が自筆で記入して下さい。

上記の申請に対し、潜在保育士就職準備金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人	フリガナ	イバラキ イチロウ	実印	性別	申請者との関係
	氏名	茨城 一郎		男・女	夫
	生年月日	昭和・平成 56 年 7 月 10 日	年齢	36 歳	
	住所	〒311-0105 茨城県那珂市菅谷〇〇〇-〇 シャカ-1201	電話番号	029 (987) 6543	
	勤務先等	(株)◇◇会社 □□支店			
		〒 310 - 0852 茨城県笠原町123-4	電話番号	029 (765) 4321	
	年収（税込額）	4,567,890 円	雇用形態	☒ 正規 ☐ パート ☐ その他	

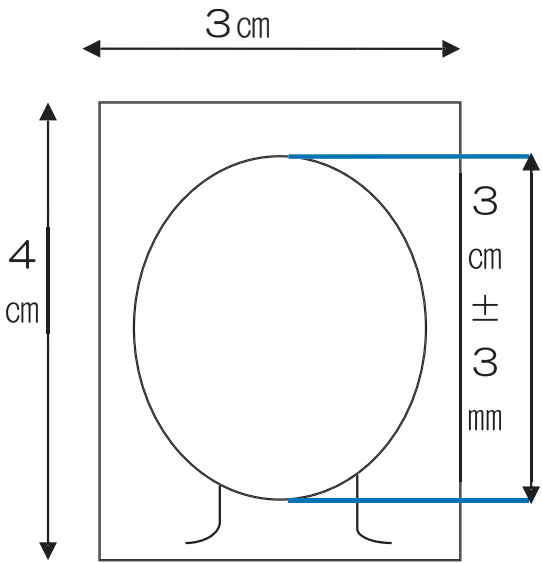
※連帯保証人の押印は実印をお願いします。

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。

※申込書類記入上の注意

- ①文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。
- ③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」は、必ず連帯保証人による署名捺印をお願いします。貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。また、文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して、連帯保証人の実印を押し、書き直して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）

※申請書に貼付する写真についての注意事項

 The diagram shows a rectangular photo with a width of 3 cm and a height of 4 cm. Inside the rectangle, there is a circle representing the face. The circle's diameter is indicated as 3 cm ± 3 mm. The circle is centered horizontally and vertically within the rectangle. The photo is shown with a white border.	＜申請書に貼付する証明写真＞ 1 縁なしで、サイズはタテ4センチメートル、ヨコ3センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが3センチメートル（±3ミリメートル） 2 申請者本人のみが撮影されたもの 3 提出の日付前6月以内に撮影されたもの 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの ※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。 - ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの - イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがひっかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等） - ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの - エ 平常時の相貌と著しく異なるもの
--	--

潜在

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

潜在保育士就職準備金貸付申請チェックリスト

保育所等

氏名

【記載内容確認チェック】

		内容	チェック	備考
1	第3号様式 【申請者記載欄】	すべて記入した	☐	申請者 直筆 のこと
2		押印した	☐	
3		申請金額は正しい	☐	
4	第3号様式 【連帯保証人記載欄】	連帯保証人は法定代理人である	☐	該当者のみ
5		すべて記入した	☐	連帯保証人
6		押印した（実印です）	☐	直筆のこと

注）直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

【提出書類チェック】

		内容	チェック	備考
1	申請チェックリスト（本紙）		☐	
2	第3号様式（潜在保育士就職準備金貸付申請書）		☐	
3	保育士証の写し（現姓名分）		☐	3か4 どちらか
4	保育士証の写し（旧姓名分） 変更手続き用紙両面（裏面領収書あり）の写し		☐ ☐	
5	申請者の世帯全員の住民票（個人番号（マイナンバー）記載なしのもの）		☐	発行から 3ヵ月以内
6	別記様式（再就職準備金利用計画書）		☐	
7	連帯保証人 所得証明書等 印鑑登録証明書		☐ ☐	原本で提出 発行から3ヵ月以内
8	第5号様式（雇用証明書）		☐	

【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会では、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

潜在保育士就職準備金貸付申請書

(申請日) 平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、潜在保育士準備金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】			※貸付番号及び貸付開始年月 (県社協記入欄)		(写 真) 縦 4 cm×横 3 cm
			年 月		
(フリガナ) 申請者氏名		性 別	男 ・ 女		
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 齢	歳		
申 請 者 住 所	〒 ー 電話番号 ()				
就 職 施 設	(施設の名称)				
	(施設の所在地) 〒 ー 電話番号 ()				
従事業務及び 勤務開始日等	平成 年 月 日から 1日当たり勤務時間 時間／1週当たり勤務日数 日間 従事する業務 ☐ 保育士 ・ ☐ 保育教諭				
保育士登録日	平成 年 月 日				
離 職 前 の 就 業 先 等	(施設の名称)				
	(離職日) 平成 年 月 日				
申 請 金 額	就職準備資金 _____円 (400,000 円以内)				
返 還 方 法	月 賦 ・ 半年賦 ・ 一 括				
他 の 公 的 給 付・貸付又は修 学資金等申請 借用状況	☐ 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 ☐ 借用中 ☐ な し				

申 請 者 の 履 歴 ・ 賞 罰 等	年号	年	月	学歴・職歴・資格・免許・賞罰など種類別にまとめて記載すること。

【連帯保証人記入欄】
上記の申請に対し、潜在保育士就職準備金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。
また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連 帯 保 証 人	フリガナ			実印	性 別	申請者との関係
	氏 名				男・女	
	生年月日		昭和・平成 年 月 日			
	住 所		〒 ー 電話番号 ()			
	勤 務 先 等	名 称				
		所在地	〒 ー 電話番号 ()			
年収 (税込額)		円	雇用形態	☐ 正規 ☐ パート ☐ その他		

※連帯保証人の押印は実印をお願いします。
※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。

雇 用 証 明 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

保育所等の所在地・名称・代表者氏名・電話番号・印

下記の者は、当施設（事業）において雇用開始前1年間に於いて保育所等での勤務実績がなく新たに下記の業務に従事する者であることを証明します。

1 貸付金申請者

(ふりがな)

氏 名
現 住 所 〒
.....

2 保育所等の種類（該当する施設に✓を付けて下さい。）

- ☐ 保育所 ☐ 幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業
☐ 小規模保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業
☐ 病児保育事業 ☐ 一時預かり事業 ☐ 企業主導型保育事業
☐ 地方公共団体における単独保育施設 ☐ 認定こども園
☐ 幼稚園（常時預かり保育実施） ☐ 幼稚園（認定こども園移行予定）
☐ 特例保育

3 職 種 （該当する職種に✓を付けて下さい。）

- ☐ 保育士 ☐ 保育教諭

4 雇用開始年月日及び勤務時間等

- ・雇用開始日 …平成 年 月 日
・1日当り勤務時間… 時間 分
・1週当り勤務日数…週 日間

再就職準備金利用計画書

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

下記のとおり、再就職準備金利用計画を提出します。

ふりがな 氏 名		性別 男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日
住 所	〒 - 日中の連絡先(自宅・携帯) - -			
保 有 資 格 名				
保育士としての 実 務 経 験	年 箇月			
借入希望金額	円			
借入の目的 ※該当する()に ○をつけてくださ い。	() 子どもの預け先を探す際の活動費 () 保育に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費 () 保育士として必要となるエプロン等の被服費 () 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用 () 通勤用の自動車・バイク又は自転車の購入費 () 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用(保育料を除く) () 子どもの預け先を探す際の活動に必要とする費用 () その他() ※就職するために新たに要した一時的な経費が対象です			
再就職(予定) 年月日	平成 年 月 日			
直近の退職年月日 (保育士職に限る)	平成 年 月 日			

修学資金等辞退届

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

〒
借受人 住所
(電話)
氏名 印

私は、平成 年 月 日付けで承認された保育士修学資金等貸付
を下記のとおり辞退します。

記

貸付番号	
辞退年月日	平成 年 月 日
辞退金額	円
辞退する理由	

※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知書と一緒に郵送します。)

潜在 第7号様式

見 本



修学資金等借用証書

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

貸 付 番 号			
就労先の名称			
借受人の住所	〒 -		
フリガナ		生 年 月 日	
借受人氏名	実印		昭和・平成 年 月 日 (歳)

私は、借受人として次のとおり修学資金等の貸付け決定通知を受けました。この資金は、社会福祉法人
茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程等の規定に従い返還いたします。

借用期間	平成	年	月		
潜在保育士就職準備金	総額			円	
返還方法	月 賦	・	半年賦	・	一 括

連帯保証人 住所 〒

借受人との関係

氏名



私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、連帯して
その債務を負担いたします。

法定代理人 住所 〒

借受人との関係

氏名



※ 借受人・連帯保証人ともすべて実印で押印してください。

※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知書と一緒に郵送します。)

見 本

潜在 様式第3号

保育士修学資金等振込口座申込（変更）書

平成 年 月 日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他 ()		
住 所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏 名	印	昭和・平成 年 月 日 (歳)	

私は、次のとおり保育士修学資金等の振込口座を申し出（ 変更を申し出 ）ます。

振 込 先	金融機関等の 名 称	(金融機関等の名称)		(支店名称)				
	口座の種類	1:普通預金 2:当座預金						
	口座番号							
口座名義	(フリガナ)							

※注意事項

- 1 口座は貸付申請者本人名義のものとしてください。
- 2 ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定してください。
- 3 口座番号は左詰で記入してください。
- 4 申し出た口座の金融機関の通帳の写し（名義人か、口座番号、金融機関コード、店番号（3ケ））がわかる部分）を添付してください。

未就学児保育料貸付制度

「未就学児保育料貸付制度」とは

子育て中の保育士さんを支援する制度です。

産休・育休から復職した保育士さん、または新たに保育所等に勤務した保育士さんのお子さんの保育料の半額を1年間貸付けます。

保育士として2年間業務に従事すると、貸付金（保育料の半額）は全額返還が免除されます。



未就学児保育料貸付制度の概要

目的

この貸付制度は、国と県において、茨城県内の保育士の離職を防止するとともに、保育士の資格を持ちながら保育士として勤務していない人の再就職を支援することで、保育人材の確保を図るため、未就学をもつ保育士の子どもの保育料の一部を貸し付ける制度です。

※貸付金は、補助金があてられています。

貸付対象者

未就学児をもち、**平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までに茨城県内の保育所等（次ページ【保育所等一覧】中「施設等種別」欄参照）に保育士として新たに就労又は産後休暇・育児休暇から復帰した、次の①～③全ての要件を満たす人**です。

①就職（復職）月からの子どもの保育所等の利用が決定していること

※貸付の対象となる子どもの預け先が、認可外保育所の場合は該当しません。

②勤務を開始した日から保育士として週 20 時間以上勤務すること

③就職又は復職後 2 年間引き続き保育士として勤務する意思のあること

【対象とならない人の事例】

ア 保育所等勤務箇所（施設）を変更（転職）したときで、実態として雇用が月単位で継続されている場合

イ 契約更新などにより、実態として雇用が継続されている場合

ウ 保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている場合

【例】パート職員から正社員への変更

エ 保育士以外の業務に従事していた従前の保育所等を退職し、1 ヶ月以上経過しないうちに保育所等で保育士として就労する場合

【保育士以外の仕事の例】調理師、看護師、事務員、保育補助者等

【保育所等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所・幼保連携型認定こども園
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認定を受けていないもののうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		認定こども園に移行を予定している幼稚園
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

※いわゆる「無許可保育所」は対象外です。

平成 30 年度の貸付申請期間

平成30年4月5日(木)～平成31年1月31日(木)【必着】

- (1) 未就学児保育料の貸付け申請期間は、就職又は復帰後から、原則として保育所等に就職又は復帰した日の属する月の翌々月末まで（月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日）（必着）です。（下表参照）
- (2) ただし、平成 30 年 12 月に就職又は復帰した人は、平成 31 年 1 月 31 日が申請期限となりますので、注意してください。

＜平成 30 年度申請期限＞

就職・復帰月	申請期限	就職・復帰月	申請期限
30年3月	30年5月31日(木)	30年8月	30年10月31日(水)
30年4月	30年6月29日(金)	30年9月	30年11月30日(金)
30年5月	30年7月31日(火)	30年10月	30年12月28日(金)
30年6月	30年8月31日(金)	30年11月	31年 1月31日(木)
30年7月	30年9月28日(金)	30年12月	

※各期限日必着（厳守）で申請書類を提出して下さい。

貸付期間及び貸付金額（無利子）

就職又は復帰した月から1年間（12か月分）の1か月当たりの保育料※の半額（上限27,000円）を貸付けます。

※市町村長が発行する保育料決定通知等で金額が確認できるものに限りです。

【貸付金の対象とならないもの】

- ①一時預かり、病児保育に係る保育料
- ②私学助成の幼稚園の利用料金
- ③市町村発行の保育料以外の料金
 - ・認可外保育所に係る保育料
 - ・保育所の延長保育時間部分
 - ・幼稚園の預かり保育分の料金 等
- ④保育形態が不適正な保育に係る利用料金 など

【貸付金額の例】

①未就学児が2名いて、1か月当たりの保育料が1人目18,000円、2人目42,000円の場合

・1か月当たり保育料

18,000円 + 42,000円 = 60,000円

・貸付金額

保育料の半額 $60,000 \text{円} \times 1/2 = 30,000 \text{円}$ ($> 27,000 \text{円}$)

→上限27,000円を適用

27,000円 $\times 12 \text{か月} = \underline{324,000 \text{円}}$

②未就学児が3名いて、1か月当たりの保育料が1人目5,500円、2人目12,000円、3人目無料(0円)の場合

・1か月当たり保育料

5,500円 + 12,000円 + 0円 = 17,500円

・貸付金額

保育料の半額は27,000円以内

17,500円 $\times 1/2 \times 12 \text{か月} = \underline{105,000 \text{円}}$

※いずれの場合も、貸付期間中に保育料に変更が生じた場合は、その都度貸付金額は変更となります。(変更契約等を行います。)

貸付金の交付について

- (1) 申請書類等は、茨城県社会福祉協議会において審査し、貸付の可否を決定します。
- (2) 貸付金を交付するには、貸付決定後に貸付契約を締結していただく必要があります。
貸付決定後、申請者ご本人が貸付制度説明会に参加し、貸付契約を締結して下さい。
- (3) 貸付契約締結後、申請者名義の金融機関預金口座(ゆうちょ銀行は除く)に貸付金を振込みます。
- (4) 原則として、貸付金は年4回(4～6月分を6月下旬、7～9月分を9月下旬、10月～12月分を12月下旬、1～3月分を3月下旬)に分けて振り込みます。ただし、初回分については、貸付契約締結後となります。

各種手続

- (1) 申請時に、連帯保証人を1名たてていただきます。その際、連帯保証人の印鑑登録証明書及び直近の収入を証明する書類も用意して下さい。また、申請者ご本人の住民票謄本、保育士証の写し、お子さんの保育料等の決定に関する市町村長の通知等が必要となります。
- (2) 返還免除となるまでの期間中は、住所・勤務先・連帯保証人等を変更するときなど、その都度県社協へ届け出が必要です。

返還免除について

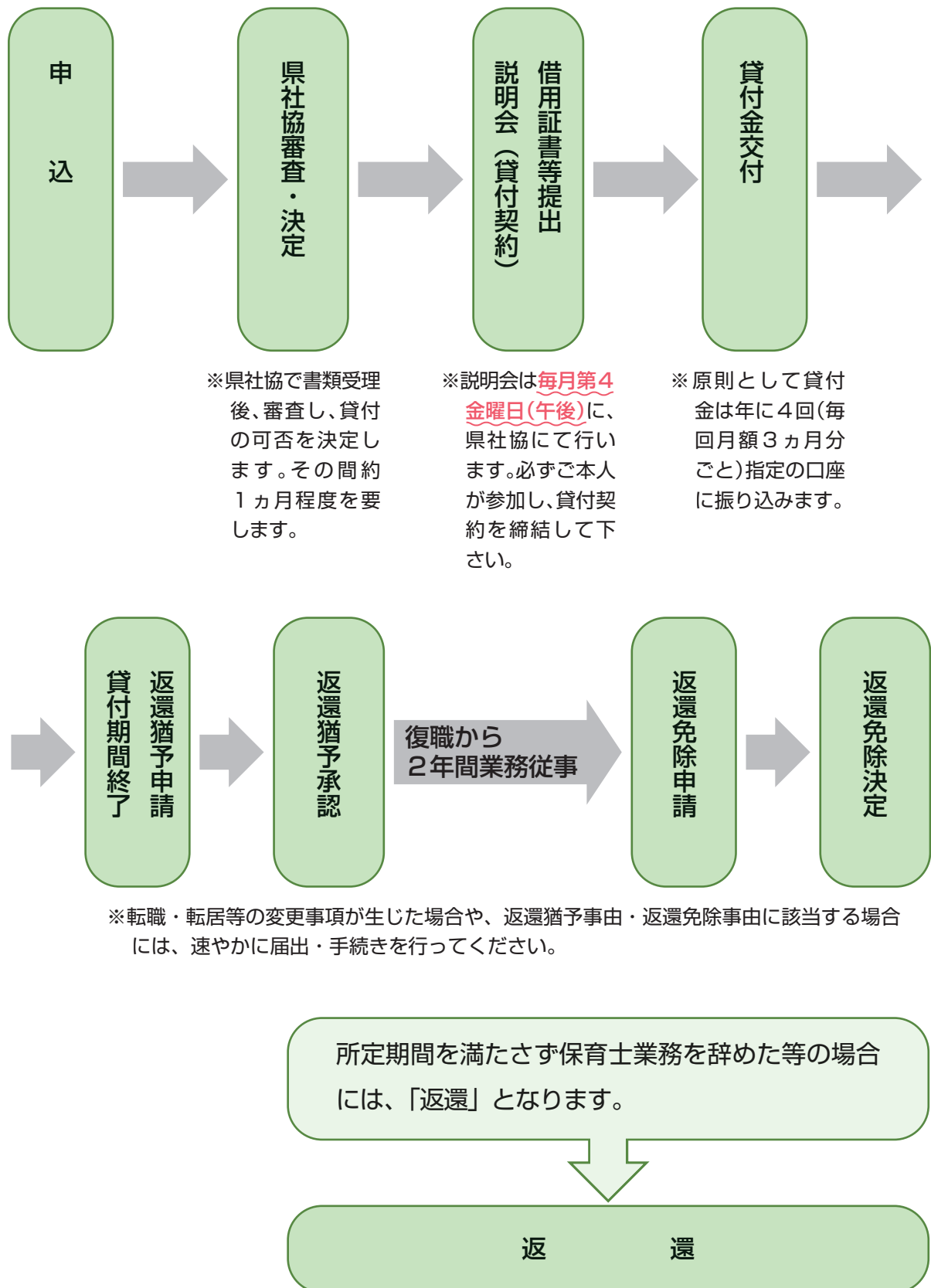
茨城県内の保育所等において、保育士として引き続き2年間業務に従事すると全額返還免除となります。

貸付金の返還について

- (1) 返還免除となる要件を満たさない場合は、貸付金は返還となります。
- (2) 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間です。
- (3) 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払又は一括払いの方法のいずれかとなります。
- (4) 期限内に返還が終了しない場合、残金に年5.0%の延滞利子が加算されます。



申込みからの流れ



Q&A

Q1. 未就学児の保育料は、保育所等で働けば1年後にもらえるのですか。

この制度は、貸付契約に基づき、保育所等に就職又は復帰した保育士（保育教諭）に未就学児がいる場合、保育料の半額を貸し付けるもので、差し上げるものではありません。

契約に基づく手続きを行い、引き続き2年間保育所等で勤務すると貸付金の返還が免除されるものです。

Q2. 正社員として就労しないと貸付は受けられないですか。

未就学児保育料の貸付制度の対象となる保育士又は保育教諭に従事しているのであれば、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

Q3. 「週20時間以上」とはどういう状態ですか。

休暇等を含めて、年間の勤務時間が実態として「週20時間以上」確保されている状態です。

例えば5時間勤務なら4日以上、4時間勤務なら5日以上など、計算上は「週20時間以上」となりますが、実態として20時間以上となっているか、勤務先とよく確認して下さい。

Q4. 未就学児の子どもが2人以上いる場合の申請はどのようにすればよいですか。

保育士1人に対する保育料（上限27,000円）の貸付となります。よって子どもの人数に制限はありません。

Q5. 第1子、第2子は保育料がかかっているが、第3子は0円でも申請書に記入した方がよいですか。

認可保育所に在園されているお子様は全員記入して下さい。また、0円のお子様の市町村長が発行する保育料決定通知書等も添付して下さい。

Q6. 第1子は保育所に預けているが、第2子はまだ小さいので身内や一時預かりを利用し、数ヵ月先に入園させようと考えています。どのように申請したらよいですか。

貸付対象となるための要件は、「就職（復帰）月からの子どもの保育所等利用が決定していること」となっています。

保育所を利用している第1子の保育料の申請は可能ですが、お問い合わせのような理由から保育所を利用していない第2子が、数ヵ月後に利用する保育料の申請はできません。

ただし、0歳児に限り保育所の利用を申し込んでも「空きがない」など定数上の理由から、利用が困難な場合で市町村長が発行する保育所利用不承認の通知が届いている場合は、県社協にご相談下さい。

Q7. 未就学児保育料の貸付は、他の貸付制度と併用することはできますか。

他の都道府県で同様の貸付けを受けた人は、茨城県では対象となりません。

今回初めて貸付けを申請する人で、要件を満たせば、県社協が実施する「潜在保育士就職準備金貸付制度」を同時に申請いただけます。

Q8. 貸付期間中に産休・育休を取得することになってしまいました。どうしたらよいですか。

この貸付制度は原則として、就職又は復帰後2年間、保育士（又は保育教諭）として業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付金を申請する前に、ご家族とよく相談して下さい。

万が一、貸付期間中（1年以内）に産休・育児休業を取得することになった場合、期間に応じて契約解除、貸付け休止等の手続きが必要となりますので、早めに県社協へご連絡下さい。

Q9. 貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。

転職は可能です。

貸付期間中に貸付対象となる別の保育所等に転職し、保育士としての業務に従事する場合、月を単位として継続している場合は、貸付金は継続して交付されますが、月を単位として1ヵ月以上期間が空いてしまいますと、「引き続き2年間」という返還免除条件に該当しなくなってしまい、貸付金の全額返還となってしまいますのでご注意ください。

Q10. 保育士証が旧姓のままで氏名の変更手続きをしていないのですが、旧姓の保育士証の写しでもよいですか。

保育士証が旧姓のままではご本人と確認ができません。早急に保育士証の氏名変更手続きをして、現在の氏名の保育士証の写しを提出して下さい。ただし、変更にかかる時間を要するため、申込締切に間に合わない場合は、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しを提出して下さい。そのうえで、氏名変更手続き終了後、速やかに新しい保育士証の写しを提出して下さい。

平成 30 年度
未就学児保育料貸付申請者募集要項

① 貸付対象者

平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までに、「保育所等一覧」(しおり 13 ページ参照) の施設等種別欄に掲げる施設又は事業 (以下「保育所等」という。) に新たに勤務した未就学児をもつ保育士 (保育教諭) 又は産後休暇・育児休業から復帰する保育士 (保育教諭) で、次の (1)、(2) のいずれの要件も満たす人が貸付対象です。

(1) 就職又は復職した月からの子どもの保育所等の利用が決定している人

※認可外の保育所等は該当しません。

(2) 保育士 (保育教諭) として週 20 時間以上勤務する人

② 申請期間

平成30年4月5日(木)から平成31年1月31日(木)【必着】

(1) 上記の期間中、随時受け付けます。就職又は復帰後から、原則として保育所等に就職又は復帰した日の属する月の翌々月末※【必着】(下表参照) までに申請して下さい。

※月末が土曜・日曜・祝祭日の場合はその前の平日です。

(2) ただし、平成 30 年 12 月に就職又は復帰した人の申請期限は平成 31 年 1 月 31 日(木) まで。

＜平成 30 年度申請期限＞

就職・復帰月	申請期限	就職・復帰月	申請期限
30年3月	30年5月31日(木)	30年8月	30年10月31日(水)
30年4月	30年6月29日(金)	30年9月	30年11月30日(金)
30年5月	30年7月31日(火)	30年10月	30年12月28日(金)
30年6月	30年8月31日(金)	30年11月	31年 1月31日(木)
30年7月	30年9月28日(金)	30年12月	

※各期限日必着 (厳守) で申請書類を提出して下さい。

③ 貸付金額【無利子】

1 月あたりの未就学児の保育料の半額 (月額上限 27,000 円)

※貸付期間中に保育料の金額が変更された場合は、貸付契約の変更等の手続きを行います。

4 貸付期間

就職又は復職した日の属する月から1年間です。

5 貸付決定及び貸付契約

未就学児保育料貸付を申請しようとする方は、【別表1】申請に必要な書類等の1から6に掲げる書類を県社協へ提出してください。

【別表1】申請に必要な書類等

番号	提出書類	様式等	留意事項等
1	未就学児保育料貸付申請書	第2号様式	・証明写真（縦4cm×横3cm）を貼付して下さい。 ・連帯保証人の所得証明書類・印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）を添付 ※連帯保証人が1名必要です。（連帯保証人の要件は次のとおりです。） - ア 独立の生計を営む成年 - イ 申請者が未成年の場合は法定代理人であること
2	申請者の住民票謄本	—	・世帯全員の住民票（3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※<u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u>です。
3	保育士証の写し	—	・旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。 - ただし、変更に時間を要する為、変更手続き用紙の両面（裏面は領収書添付後）写しと、旧姓の保育士証の写しが必要となります。
4	未就学児の保育料を確認できる書類	—	・市町村発行の保育料決定通知書等の写し
5	連帯保証人 ・印鑑登録証明書 ・所得証明書	—	・市町村発行の所得証明書等、印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
6	雇用証明書	第5号様式	※勤務する保育所等で作成してもらってください。

6 貸付決定及び貸付契約

- (1) 提出された申請書類等を県社協で審査のうえ貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。(申請いただいても貸付けない場合があります。)
- (2) 貸付決定後は、**貸付契約**の手続きが必要です。修学資金等借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、**貸付制度説明会(毎月第4金曜日の午後実施)**に参加し、県社協へ提出して下さい。
- (3) 申請者の印鑑登録証明書を添付した修学資金等借用証書の提出をもって貸付契約が成立します。

7 貸付金の交付

貸付金は、提出いただいた振込口座申込書に記載の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)へ、年4回(6月:4~6月分、9月:7~9月分、12月:10~12月分、3月:1~3月分)交付します。

8 貸付金の返還について

返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間(返還猶予を受けた期間があるときはこの期間をあわせた期間)最長2年以内に、月賦、半年賦の均等払、または一括払の方法により返還することとなります。

※返還期日までに返還しなかったときは、年5.0パーセントの延滞利子が発生します。

9 返還の免除等

県内の保育所等において保育士として就職(復職)し、引き続き2年間業務に従事したとき、返還債務が免除されます。

10 その他

申請後、何らかの事情により貸付けが不要となった場合は、貸付契約を解除します。貸付辞退届を提出して下さい。

また、保育士の業務に従事しなくなった等の場合なども、貸付契約が解除されます。

様式集

～未就学児保育料貸付制度～

申請書 記入例

チェックリスト

申請書

雇用証明書

辞退届

借用証書 見 本

振込口座申込書 見 本

<記載例>

※記載した内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引いて、二重線上に申請者印を押印して訂正して下さい。

未就学児保育料貸付申請書

(申請日) 平成30年4月10日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、未就学児保育料の一部貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】
申請者が梅毒(自筆)で丁寧に
ご記入下さい。

※貸付番号及び貸付開始年月(県社協記入欄)

イバラキ ハナコ
茨城 花子

性
男・女

(写真)
縦4cm×横3cm

生年月日
昭和58年11月12日
年齢34歳

氏名
茨城 花子

年齢
34

性別
男・女

勤務先・学校等
〇〇〇〇保育園

申請者住所
〒311-0105
茨城県那珂市菅谷〇〇〇-〇 シャカ-1201
電話番号 090 (1234) 5678

(施設の名称)
社会福祉法人 △△会 〇〇〇〇保育園
(施設の所在地)
〒310-8586
茨城県水戸市千波町〇〇〇〇
電話番号 029 (350) 8366

従事業務及び
業務開始日等

平成30年4月1日から
☐ 新規雇用 ☒ 産後休暇(育児休業)復帰
1日当たり勤務時間 7 時間/1週間当たりの勤務日数 5 日間
従事する業務 ☒ 保育士 ☐ 保育教諭

保育士登録日

平成17年3月31日

雇用証明書の時間に合わせ下さい。

未就学児
の状況

氏名	性別	生年月日	年齢	入所保育所等	保育料(月額)
茨城 太郎	男	平成25年2月7日	4歳	〇△保育園	31,000円 (4月~3月) (月~月)
茨城 華	女	平成28年1月20日	2歳	〇△保育園	14,000円 (4月~3月) (月~月)
		平成 年 月 日	歳	(月~月) (月~月)	円

貸付申請金額

1か月当たりの保育料合計(4月~3月) 45,000円・(月~月) 円
月額(4月~3月) 22,500円・(月~月) 円(27,000円以内)

返還方法

月賦・半年賦・一括

年号	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。		
平成15	3	(半歴) △□短期大学	○×学科 卒業		
平成15	4	(職歴) 株式会社×××××	入社		
平成19	3	株式会社×××××	退職		
平成20	4	社会福祉法人 ▼▼会	〇〇〇〇保育園 入社		
平成26	3	社会福祉法人 ▼▼会	〇〇〇〇保育園 退社		
平成30	4	社会福祉法人 △△会	〇〇〇〇保育園 入社		
賞罰等					
平成15	3	(褒格) 保育士資格 幼稚園教諭2種資格 取得			
(賞罰) なし					
※現在の職場までご記入下さい。					
申請者	続柄	氏名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等
本人		茨城 花子	34	同居・別居	〇〇〇〇保育園
夫		茨城 一郎	36	同居・別居	(株)△△会社
子		茨城 太郎	4	同居・別居	〇△保育園
子		茨城 華	2	同居・別居	〇△保育園
同居・別居					

【連帯保証人記入欄】

※必ず全て連帯保証人の方が自筆で記入して下さい。

上記の申請に対し、未就学児保育料の一部の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人	フリガナ	イバラキ イチロウ	実印	性 別	申請者との関係
	氏 名	茨城 一郎	実印	男・女	夫
保 証 人	生年月日	昭和() 平成 56 年 7 月 10 日	年齢	36 歳	
	住 所	〒311-0105 茨城県那珂市菅谷〇〇〇-〇 シャカ-1201 電話番号 029 (987) 6543			
	勤 務 先 等	(株)△△会社 □□支店 〒310 - 0852 茨城県笠原町123-4 電話番号 029 (765) 4321			
	年収(税込額)	X,X X X,X X X X 円 ☒ 正規 ☐ パート ☐ その他			

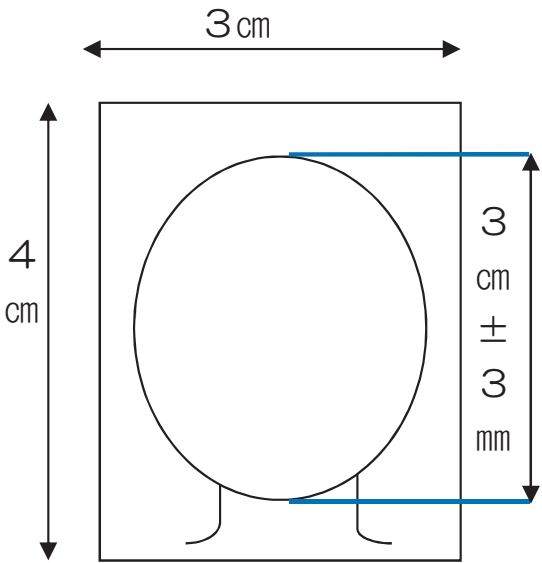
※連帯保証人の押印は実印をお願いします。

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。

※申込書類記入上の注意

- ①文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。
- ③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」は、必ず連帯保証人による署名捺印をお願いします。貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。また、文字を訂正する際は、訂正箇所を二重線で消して、連帯保証人の実印を押し、書き直して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）

※申請書に貼付する写真についての注意事項

 The diagram shows a rectangular photo with a width of 3 cm and a height of 4 cm. Inside the rectangle is a circle representing a face, with a diameter of 3 cm. The circle is positioned such that its top and bottom edges are 3 mm from the top and bottom edges of the photo, respectively. The left and right edges of the circle are 3 mm from the left and right edges of the photo, respectively. The photo is shown with a white background and a black border.	＜申請書に貼付する証明写真＞ 1 縁なしで、サイズはタテ4センチメートル、ヨコ3センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが3センチメートル（±3ミリメートル） 2 申請者本人のみが撮影されたもの 3 提出の日付前6月以内に撮影されたもの 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの ※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。 ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがひっかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等） ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの エ 平常時の相貌と著しく異なるもの
--	--

未就学

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

平成30年度 未就学児保育料貸付申請チェックリスト

保育所等

氏名

【記載内容確認チェック】

内容			チェック	備考
1	第2号様式 【申請者記載欄】	すべて記入した	☐	申請者 直筆 のこと
2		押印した	☐	
3		未就学児の状況を記載した	☐	
4		申請金額は正しい	☐	
5		家族の状況等を記載した	☐	
6	第2号様式 【連帯保証人記載欄】	連帯保証人は法定代理人である	☐	該当者のみ
7		すべて記入した	☐	連帯保証人 直筆のこと
8		押印した（実印）	☐	

注）直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

【提出書類チェック】

内容		チェック	備考
1	第2号様式（未就学児保育料貸付申請書）	☐	
2	申請者の世帯全員の住民票謄本（個人番号（マイナンバー）記載なしのもの）	☐	発行から 3ヵ月以内
3	保育士証の写し（現姓名分）	☐	3か4 どちらか
4	保育士証の写し（旧姓名分） 変更手続き用紙両面（裏面領収書あり）の写し	☐ ☐	
5	未就学児の保育料を確認できる書類	☐	
6	連帯保証人 所得証明書等 印鑑登録証明書	☐ ☐	原本で提出 発行から3ヵ月以内
7	第5号様式（雇用証明書）	☐	

【その他】

- ・ 茨城県社会福祉協議会では、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・ 申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

未就学児保育料貸付申請書

（申請日）平成 年 月 日
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、未就学児保育料の一部貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】		※貸付番号及び貸付開始年月(県社協記入欄)		(写 真) 縦 4 cm×横 3 cm		
		年 月				
(フリガナ) 申請者氏名		性 別	男 ・ 女			
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		年 齢	歳		
申 請 者 住 所	〒 ー					
	電話番号 ()					
就 職 施 設	(施設の名称)					
	(施設の所在地) 〒 ー					
電話番号 ()						
従 事 業 務 及 び 業 務 開 始 日 等	平成 年 月 日から					
	☐ 新規雇用 ☐ 産後休暇（育児休業）復帰					
	1 日 当 た り 勤 務 時 間 時間／1 週 間 当 た り の 勤 務 日 数 日間					
従事する業務 ☐ 保育士 ☐ 保育教諭						
保育士登録日	平成 年 月 日					
未 就 学 児 の 状 況	氏 名	性別	生年月日	年 齢	入所保育所等	保育料（月額）
			平成 年 月 日	歳		(月～ 月) 円
			平成 年 月 日	歳		(月～ 月) 円
			平成 年 月 日	歳		(月～ 月) 円
	1 か月当たりの保育料合計 (月～ 月) 円 ・ (月～ 月) 円					
貸付申請金額	月額(月～ 月) 円 ・ (月～ 月) 円 (27,000 円以内)					
返 還 方 法	月 賦 ・ 半年賦 ・ 一 括					

申 請 者 の 履 歴 ・ 賞 罰 等	年号	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種別別にまとめて書くこと。		
申 請 者 の 家 族 の 状 況	続柄	氏 名		年齢	同居・別居	勤務先・学校等
	本人				☐ 同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	
					同居・別居	

【連帯保証人記入欄】
上記の申請に対し、未就学児保育料の一部の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。
また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連 帯 保 証 人	フリガナ			実印	性 別	申請者との関係
	氏 名				男 ・ 女	
	生年月日		昭和・平成 年 月 日 年 齢 歳			
	住 所		〒 ー			
			電話番号 ()			
	勤 務 先 等	名 称				
		所在地	〒 ー			
		電話番号 ()				
年収（税込額）		円	雇用形態	☐ 正規 ☐ パート ☐ その他		

※連帯保証人の押印は実印をお願いします。
※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。

雇用証明書

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

保育所等の所在地・名称・代表者氏名・電話番号・印

下記の者は、当施設（事業）における下記の業務に従事する者であることを証明します。

1 貸付金申請者

(ふりがな)

氏 名

現 住 所 〒

2 保育所等の種類（該当する施設に✓を付けて下さい。）

- ☐ 保育所 ☐ 幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業
☐ 小規模保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業 ☐ 事業所内保育事業
☐ 病児保育事業 ☐ 一時預かり事業 ☐ 企業主導型保育事業
☐ 地方公共団体における単独保育施設 ☐ 認定こども園
☐ 幼稚園（常時預かり保育実施） ☐ 幼稚園（認定こども園移行予定）
☐ 特例保育

3 勤務先名

4 就職・復帰確認（該当する方に✓を付けて下さい。）

- ☐ 新規雇用 ☐ 産後休暇（育児休暇）復帰者

5 職 種 （該当する職種に✓を付けて下さい。）

- ☐ 保育士 ☐ 保育教諭

6 雇用開始年月日及び勤務時間等

- ・雇用開始日 … 平成 年 月 日
・1日当り勤務時間 … 時間 分
・1週当り勤務日数 … 週 日間

修学資金等辞退届

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

〒
借受人 住所
(電話)
氏名 印

私は、平成 年 月 日付けで承認された保育士修学資金等貸付
を下記のとおり辞退します。

記

貸付番号	
辞退年月日	平成 年 月 日
辞退金額	円
辞退する理由	

※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知書と一緒に郵送します。)

未就学 第7号様式

見 本



修学資金等借用証書

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号		
就労先の名称		
借受人の住所	〒 -	
フリガナ		生年月日
借受人氏名		昭和・平成 年 月 日 (歳)

私は、借受人として次のとおり修学資金等貸付決定通知を受けました。この資金は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程等の規定に従い返還いたします。

借用期間	平成 年 月 から 平成 年 月 まで 箇月
未就学児保育料	総額 円
返還方法	月 賦 ・ 半年賦 ・ 一括

連帯保証人 住所 〒 -

借受人との関係

氏名



私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、連帯してその債務を負担いたします。

法定代理人 住所 〒 -

借受人との関係

氏名



※貸付契約に使用します。(貸付の決定通知書と一緒に郵送します。)

見 本

未就学 様式第3号

保育士修学資金等振込口座申込（変更）書

平成 年 月 日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号			
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他 ()		
住 所	〒 -		
フリガナ		生年月日	
氏 名		昭和・平成 年 月 日 (歳)	

私は、次のとおり保育士修学資金等の振込口座を申し出（ 変更を申し出 ）ます。

振 込 先	金融機関等の 名 称	(金融機関等の名称)		(支店名称)				
	口座の種類	1:普通預金 2:当座預金						
	口座番号							
口座名義	(フリガナ)							

※注意事項

- 1 口座は貸付申請者本人名義のものとしてください。
- 2 ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定してください。
- 3 口座番号は左詰で記入してください。
- 4 申し出た口座の金融機関の通帳の写し（名義人か、口座番号、金融機関コード、店番号（3桁））がわかる部分）を添付してください。

※切り取って封筒に貼り、書類の提出等に使用して下さい。

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
(潜在保育士復職支援)

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
(潜在保育士復職支援)

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
(潜在保育士復職支援)

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
(潜在保育士復職支援)

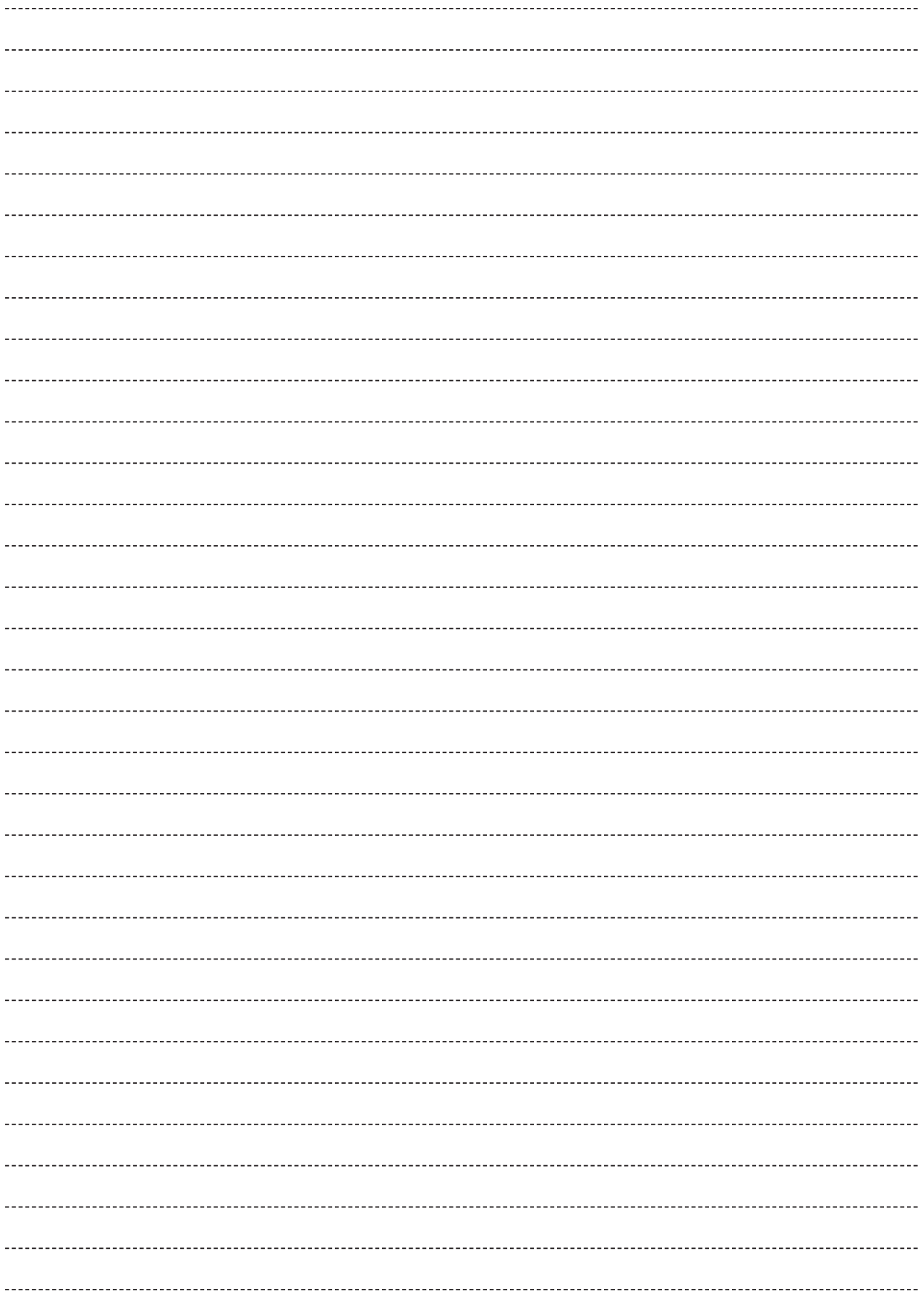
〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
(潜在保育士復職支援)

〒310-8586
水戸市千波町1918番地
茨城県総合福祉会館3階

茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部
人材自立育成担当
(潜在保育士復職支援)

[illegible]



お問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階

TEL：029-350-8366／FAX：029-244-4652

（平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。

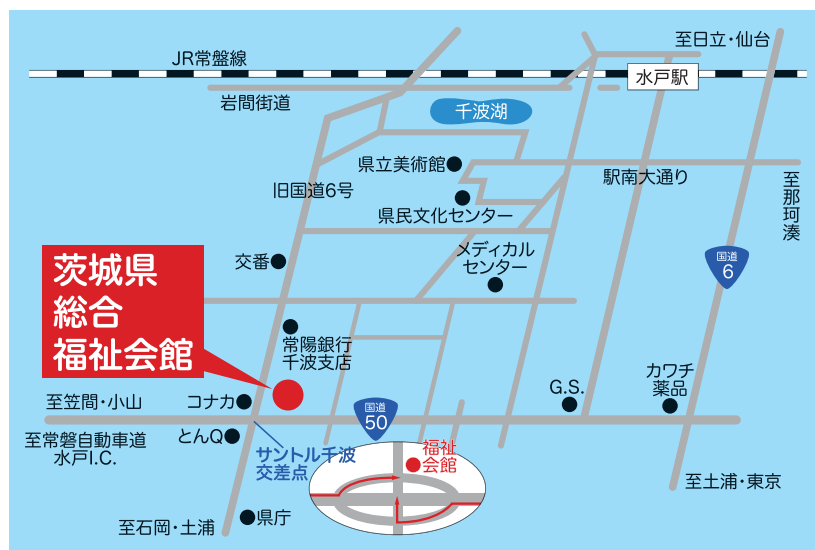
茨城県社会福祉協議会 潜在保育士就職準備金

茨城県社会福祉協議会 未就学児保育料貸付金

検索



地図アクセス



■バス …… JR 水戸駅北口 6 番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間 約 20 分）。

■車 …… 常磐自動車道水戸ICから国道50号バイパスを大洗方面へ約10km。または、北関東自動車道水戸南ICから国道50号バイパスを笠間方面へ約7km。